

＜京銀＞コンビニ収納サービスご利用規定

第1条（目的）

＜京銀＞コンビニ収納サービスご利用規定（以下「本規定」といいます。）は、株式会社京都銀行が提供する＜京銀＞コンビニ収納サービス（以下「本サービス」といいます。）に関して、次条に規定する関係当事者間で適用される事項を定めることを目的とします。

第2条（関係当事者）

本サービスに関係する当事者は次のとおりとします。

甲：株式会社京都銀行が本サービスの利用を認めたお客さま

乙：株式会社京都銀行

丙：地銀ネットワークサービス株式会社

丁：以下の丁1および丁2

丁1：丙と提携するコンビニエンスストア本部（直営店と加盟店、およびエリアフランチャイズ契約等を締結した法人がある場合はその直営店と加盟店を含みます。）

丁2：丙と提携してスマートフォン等電子機器による収納方法を提供する会社

戊：丁において、第4条第1号に規定する払込取扱票によって、第3条第1項に規定する料金を支払う甲のお客さま

第3条（サービス内容）

- 1 本サービスは、戊が甲に支払うべき販売代金、サービス代金等の料金（乙、丙および丁が本サービスの取扱い対象として認めた料金に限り、以下「本料金」といいます。）を甲に代わって収納する事務（以下「本収納事務」といいます。）を乙に委託することができるサービスをいいます。
- 2 甲は、次の各号に掲げるいずれかの手数料負担方式により本サービスを利用するものとし、本サービスの利用開始後は、手数料負担方式を変更できないものとします。
 - (1) 手数料企業負担方式
甲が乙所定の収納事務基本手数料（基本料金）および収納事務手数料（手数料企業負担方式の従量料金）を負担する方式
 - (2) 手数料払込人負担方式
戊が丁所定の払込人負担手数料を負担し、甲が乙所定の収納事務基本手数料（基本料金）および収納事務手数料（手数料払込人負担方式の従量料金）を負担する方式
- 3 甲は、本サービスを利用するために、丙が所有するコンビニ収納管理サービス「コンパス」（以下「コンパス」といいます。）を乙から提供を受けることができます。なお、甲は、コンパスの使用にあたって、使用許諾申込書記載の利用規約を遵守するものとします。

第4条（用語の定義）

本規定において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによります。

(1) 払込取扱票

丙および丁が定める仕様に基づき甲が作成した本収納事務に用いる帳票

(2) 収納情報

丁1が本料金収納時に払込取扱票等に印字されたバーコードを読み取り作成する情報、および戊が本料金収納時に払込取扱票等に印字されたバーコードを読み取り、それをもとに丁2が作成する情報

第5条（事務処理要領等の遵守）

- 1 甲は、本サービスを利用するにあたり、乙所定の手務委託申込書により、必要事項を乙に届出るとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、速やかに乙に変更の旨を届出るとします。
- 2 甲は、甲が発行する払込取扱票やバーコードの仕様および委託に係る各種取扱いに関して、丙が別途定める事務処理要領およびそれに付随する資料（以下「事務処理要領等」と総称します。）に従うものとします。
- 3 甲は、額面で30万円を超える払込取扱票にはコンビニエンスストア収納用のバーコードを印字しないものとします。

第6条（本収納事務の委託および再委託）

- 1 甲は、乙が本収納事務を丙に委託し、さらに丙は丁に再委託（丁1の直営店と加盟店、および丁1とエリアフランチャイズ契約等を締結した法人がある場合はその直営店と加盟店に対する更なる委託を含みます。以下同じです。）することにより、丁において甲に代わって戊から本料金を収納することを承諾するものとします。
- 2 甲は、再委託先である丁を、丙が任意に選任、追加および変更できるものとするについて承諾するものとします。
- 3 乙は、丙から丁の選任、追加、変更の通知を受けた際は、速やかに甲に通知するものとします。

第7条（本収納事務の内容・範囲）

- 1 丁1は、戊より丁1に提出された甲発行の払込取扱票に基づき甲の代理として本料金を収納し、甲に代わって払込受領書（お客様控）を発行します。また丁2は、甲発行の払込取扱票に基づき甲の代理として本料金を収納するが、甲に代わって払込受領書（お客様控）を発行することはせず、通帳印字やスマートフォン等のアプリ上等、丁2が定める方法で戊に対して通知することをもって、領収の証とします。
- 2 丙は、収納情報を、丁から集約し電子計算処理を施したうえ、あらかじめ定めた方法により甲に提供します。
- 3 丙は、丁により収納された本料金を、別途定める入金日に甲の口座に振込の方法により入金します。
- 4 丁1は、戊より丁1に提出された甲発行の払込取扱票の控を保管するものとし、丁1所定の保管期間経過後は焼却または溶解等の確実な方法により廃棄処分します。なお、第2項に基づき丙が甲に提供する収納情報および本料金と払込取扱票の控との突合確認は、丁1のみが行うものとし、丁2、乙および丙では行わないものとします。
- 5 次の戊に対する事務は乙、丙および丁が受任した本収納事務の範囲外とします。
 - (1) 本料金の内容についての説明
 - (2) 払込取扱票、請求書、および本条第1項に定める払込受領書以外の領収書の発行
 - (3) 入金督促および収納済みの通知
 - (4) その他本収納事務に関する折衝

第8条（事務手数料等）

- 1 甲が本サービスを手数料企業負担方式で利用する場合には、甲は乙に対して、次の各号に掲げる事務手数料等を、乙所定の日に、甲があらかじめ指定した手数料引落口座から預金口座振替の方法により支払うものとします。
 - (1) 乙所定の収納事務基本手数料（基本料金）
 - (2) 乙所定の収納事務手数料（手数料企業負担方式の従量料金）
 - (3) 乙所定のコンパス利用料
 - (4) 丁1が本収納事務に伴い負担した収入印紙税相当額

- (5) 上記、(1)号乃至(3)号の金額の合計に係る消費税相当額
- 2 甲が本サービスを手数料払込人負担方式で利用する場合には、甲は乙に対して、次の各号の事務手数料を、乙所定の日に、甲があらかじめ指定した手数料引落口座から預金口座振替の方法により支払うものとします。
- (1) 乙所定の収納事務基本手数料（基本料金）
- (2) 乙所定の収納事務手数料（手数料払込人負担方式の従量料金）
- (3) 乙所定のコンパス利用料
- (4) 上記、(1)号乃至(3)号の金額の合計に係る消費税相当額
- 3 乙は、前二項の事務手数料等の引落としにあたって、乙の普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、通帳および払戻請求書または当座小切手の提出なしで、乙所定の方法により取扱うものとします。
- 4 乙は、乙が丙に支払う事務手数料その他諸経費が値上がりした場合等、第1項および第2項に規定する事務手数料等を改定する必要がある場合は、乙のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより改定できるものとします。
- 5 甲が本サービスを手数料払込人負担方式で利用する場合には、丁が、戊より丁所定の払込人負担手数料およびこの金額の合計に係る消費税相当額を直接受領します。なお、戊が負担する払込人負担手数料については、甲はその責において、事前に戊に周知徹底するものとします。

第9条（甲乙間の費用負担）

乙は、甲より受託した事務を遂行するために乙が丙に支払う事務手数料等のみ負担し、その他の本収納事務に係る費用は甲の負担とします。

第10条（表明・確約）

- 1 甲は、乙に対し、自らまたは自らの役員および経営に実質的に関与している者が、現在、暴力団、暴力団でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 反社会的勢力に対して、資金等を提供し、または便宜を供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難される関係を有すること。
- (6) 風俗産業に関係すること。
- (7) 新興宗教に関係すること。
- (8) 消費者金融に関係すること（ただし、割賦販売の返済は除く）。
- (9) マルチまがい商法に関係すること。
- (10) 非合法商品に関係すること。
- (11) その他、公序良俗に反する事業に関係すること。
- 2 甲は、乙に対し、自らまたは自らの役員および実質的に経営に関与している者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
- 3 甲は、乙に対し、甲および本料金が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (1) 風俗産業に関係すること。
 - (2) 新興宗教に関係すること。
 - (3) 消費者金融に関係すること（ただし、割賦販売の返済は除く）。
 - (4) マルチまがい商法に関係すること。
 - (5) 非合法商品に関係すること。
 - (6) 戊と収納金額が特定できない募金および寄付であること。
 - (7) その他、公序良俗に反する事業に関係すること。

第11条（契約期間）

本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます。）の期間は、本サービスの利用開始日より1年間とします。ただし、利用契約の期間満了3か月前までに甲乙いずれかが異議を申出ないかぎり、同じ内容で更に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第12条（中途解約）

甲または乙は、利用契約の期間中であっても、3か月前までに相手方に書面で通知することにより、いつでも利用契約を解約することができるものとします。この場合、甲または乙は、解約によって生じた相手方の損害について責任を負わないものとします。

第13条（契約解除）

- 1 乙は、甲が次の各号に該当する場合、相当期間を付して相手方に催告し、当該期間を経過してもなお改善されないときには、利用契約を解除することができるものとします。
- (1) 本規定に違反したとき。
 - (2) 利用契約の履行に関し、不当な行為があったとき。
 - (3) 利用契約に基づく債務を履行しないとき。
- 2 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、何ら催告を要することなく、利用契約を解除することができるものとします。
- (1) 本規定の履行に関し、不正な行為があったとき。
 - (2) 本収納事務を実施するにあたり、甲が故意または重大な過失により乙に損害を与えたとき。
 - (3) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなったとき。
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分または競売の申し立てがあったとき、もしくは租税滞納処分を受けたとき。
 - (5) 破産手続開始、特定調停手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあったとき、または清算手続が開始されたとき。
 - (6) 合併等によらず解散しようとし、もしくは営業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - (7) 不正の行為をなし、または乙の業務の履行を妨げたとき。
 - (8) 監督官庁から業務の取消・停止処分を受けたとき、または転廃業しようとしたとき。
 - (9) 信用状況が悪化したと認められる相当の事由が生じたとき。
 - (10) 第10条（表明・確約）の規定に違反することが判明したとき。
- 3 乙は、前項第10号の規定に基づいて利用契約を解除したことにより損害を被った場合には、第12

条の規定にかかわらず、甲に対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。また、甲は、利用契約の解除により被った損害の賠償を乙に請求できないものとします。

第14条（契約終了時の取扱い）

- 1 甲および乙は、利用契約が終了した場合であっても、丁において収納された本料金については、本規定の定めるところにしたがい取扱うものとします。
- 2 第14条乃至第23条、第26条、第27条の規定は、利用契約の終了後も、その定めに従い有効に存続するものとします。

第15条（免責）

- 1 乙は、本収納事務の取扱いに関し、甲または丁と戊との間で生じる紛争については一切の責任を負わないものとします。
- 2 乙は、丙による丁の選任・監督につき一切の責任を負わないものとします。
- 3 乙は、丁の責に帰すべき事由により生じた甲の損害につき一切の責任を負わないものとします。
- 4 乙は、丙の責に帰すべき事由により生じた甲の損害につき一切の責任を負わないものとします。
- 5 乙は、前各項の他、天災地変、通信手段の不具合その他乙の責に帰すことのできない事由により甲、丙または丁に生じた損害につき一切の責任を負わないものとします。

第16条（損害賠償責任）

- 1 甲は、乙の責に帰すべき事由により甲に損害が生じた場合、通常生じる損害であって甲に直接かつ現実に発生した損害に限り、乙に損害賠償を請求できるものとします。
- 2 乙は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害が生じた場合、通常生じる損害であって乙に直接かつ現実に発生した損害に限り、甲に損害賠償を請求できるものとします。

第17条（丙に対する義務）

- 1 甲は、第5条第2項に定める事務処理要領等の遵守について、丙に対し直接義務を負うものとします。
- 2 丙が第6条第1項に基づき乙から委託された本収納事務に関して、甲の責に帰すべき事由（本規定に定める義務を怠ったことを含むがこれに限らない。）により丙に損害（丙が丁に対して負う損害賠償責任によるものを含む）が生じた場合、丙は、その損害すべての賠償または補償を甲から直接受ける権利を取得するものとします。

第18条（機密情報の保持）

甲および乙は、利用契約に関連して知った相手方が保有する機密情報については、利用契約の期間中および利用契約終了後においても、相手方の事前の書面による承諾なくして、本サービスの提供または利用以外の目的に使用してはならず、かつ、厳に秘密を保持し、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

第19条（本個人情報の利用目的および目的外利用の禁止）

- 1 本サービスにおいて「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます。
- 2 乙、丙および丁は、本収納事務を円滑に行うため、個人情報（以下「本個人情報」といいます。）を利用します。
- 3 乙は、本個人情報の保護に十分注意を払うとともに、前項の目的以外には、本個人情報の複写、複製、加工、利用を行わないものとします。

第20条（個人情報漏えい等防止義務）

- 1 乙は、本サービスを提供することにより取得する本個人情報を決して漏えい、紛失、滅失またはき損等はしないものとします。
- 2 乙は、前項の義務を遵守するために十分な安全管理措置を講じるものとします。

第21条（個人情報の第三者提供の制限）

乙は、以下の場合を除き、本個人情報を第三者に開示しないものとします。

- (1) あらかじめ本人の同意が得られた場合
- (2) 本人を識別できない状態で提供する場合
- (3) 法令に基づく場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

第22条（本個人情報の破棄）

乙、丙および丁は、乙、丙および丁それぞれが定める期間を経過したときは、本個人情報を破棄することができるものとします。

第23条（委託先および再委託先における本個人情報等の取扱い）

乙は、丙および丁をして、第18条乃至第21条に基づき乙が甲に負う義務と同様の義務を負わせるものとします。

第24条（譲渡禁止）

甲は、利用契約に基づく権利義務の全部または一部を乙の承諾なく第三者に譲渡してはならないものとします。

第25条（商標の表示）

- 1 甲は、納付場所または納付方法を示す目的で行う場合に限り、払込取扱票および広報用媒体に丙および丁の指定する商標を表示することができるものとします。
- 2 前項の場合において、甲は、丙および丁の指定する商標が掲載された最終原稿等を、乙を介して丙および丁に提示し、当該商標の表示について丙および丁の事前承認を得るものとします。また、甲は、丙から預託される丙および丁の指定する商標の清刷り等を、自ら善良なる管理者の注意をもって保管する義務を負うものとします。
- 3 丙または丁は、第1項に基づく甲による商標の表示が不適切と判断した場合、甲に対し当該商標の表示方法の改善または表示の中止を求めることができるものとします。この場合、甲は、かかる求めに直ちに応じるものとします。

第26条（協議事項）

- 1 本規定に定めのない事項または本規定の解釈について疑義を生じた場合には、甲乙誠実に協議の上決定するものとします。
- 2 甲乙間で利用契約に起因または関連して問題が発生した場合には、甲乙誠実に協議の上解決するものとします。

第27条（合意管轄）

甲乙間において、利用契約に起因または関連してやむを得ず訴訟その他の法的紛争処理手続を必要とする場合には、乙の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

第28条（規定の変更）

本規定は、民法第548条の4の規定にもとづき改定することができるものとします。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに乙のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知するものとします。

以上

(2024年4月1日現在)